

令和 7 年 3 月 3 1 日
改正：令和 7 年 7 月 3 1 日

次世代育成支援推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

防災科学技術研究所で働く全ての職員が働きやすい環境を整備することにより、一人一人がその能力を十分に発揮して働くことができる職場となるよう、以下のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日までの 5 年間
2. 内 容

目標 1 職員のワークライフバランス推進のため、育児休業又は育児目的
休暇の取得率を、男性職員・女性職員ともに 1 0 0 %とする。
(次世代育成支援推進法及び女性活躍推進法)

<対策>

- 令和 7 年 4 月～
- ・ 役員会議等において役職員に対し取組みの趣旨を周知する。
 - ・ 所内ホームページ等を活用し制度を役職員へ周知する。

目標 2 職員のワークライフバランス推進のため、年次有給休暇の
取得日数を一人当たり年間平均 1 2 日以上とする。
(次世代育成支援推進法及び女性活躍推進法)

<対策>

- 令和 7 年 4 月～
- ・ 役員会議等において役職員に対し取組みの趣旨を周知する。
 - ・ 所内ホームページ等を活用し取組みを役職員へ周知する。

目標３ 職員のワークライフバランス推進及びキャリア支援のため、勤務時間制度及び休暇制度を拡充する。
(次世代育成支援推進法及び女性活躍推進法)

<対策>

- ・ 令和７年４月～ 現在の各種制度の検証を行い、その結果を踏まえて拡充する。

目標４ 職員のワークライフバランス推進、キャリア支援及び人材育成のため、次世代育成支援推進及び女性活躍推進に資する研修制度を拡充し、対象者の受講率を８０％以上とする。
(次世代育成支援推進法及び女性活躍推進法)

<対策>

- ・ 令和７年４月～
 - ・ 現在の研修制度の検証を行い、その結果を踏まえて拡充する。
 - ・ 数値目標を目指して研修受講を推奨し、受講率データを役員会議等で定期的にフィードバックする。
 - ・ 過年度の実施状況を踏まえ、研修コンテンツや所内周知方法等の改善を図る。

以上